

独立行政法人 日本学術振興会における研究開発評価について

日本学術振興会では、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とする科学研究費補助金の大部分について審査等を行っている。

本稿においては、科学研究費補助金の審査等について概説する。

1 日本学術振興会の概要

1 - 1 概要

日本学術振興会は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的としている。

1 - 2 沿革

昭和 7 年（1932 年） 財団法人日本学術振興会設立

昭和 4 2 年（1967 年） 日本学術振興会法の公布に伴い、特殊法人となる

平成 1 5 年（2003 年） 独立行政法人日本学術振興会設立

1 - 3 職員数・予算

職員数

平成 1 8 年 9 月 1 日現在、職員数は 9 9 人である。

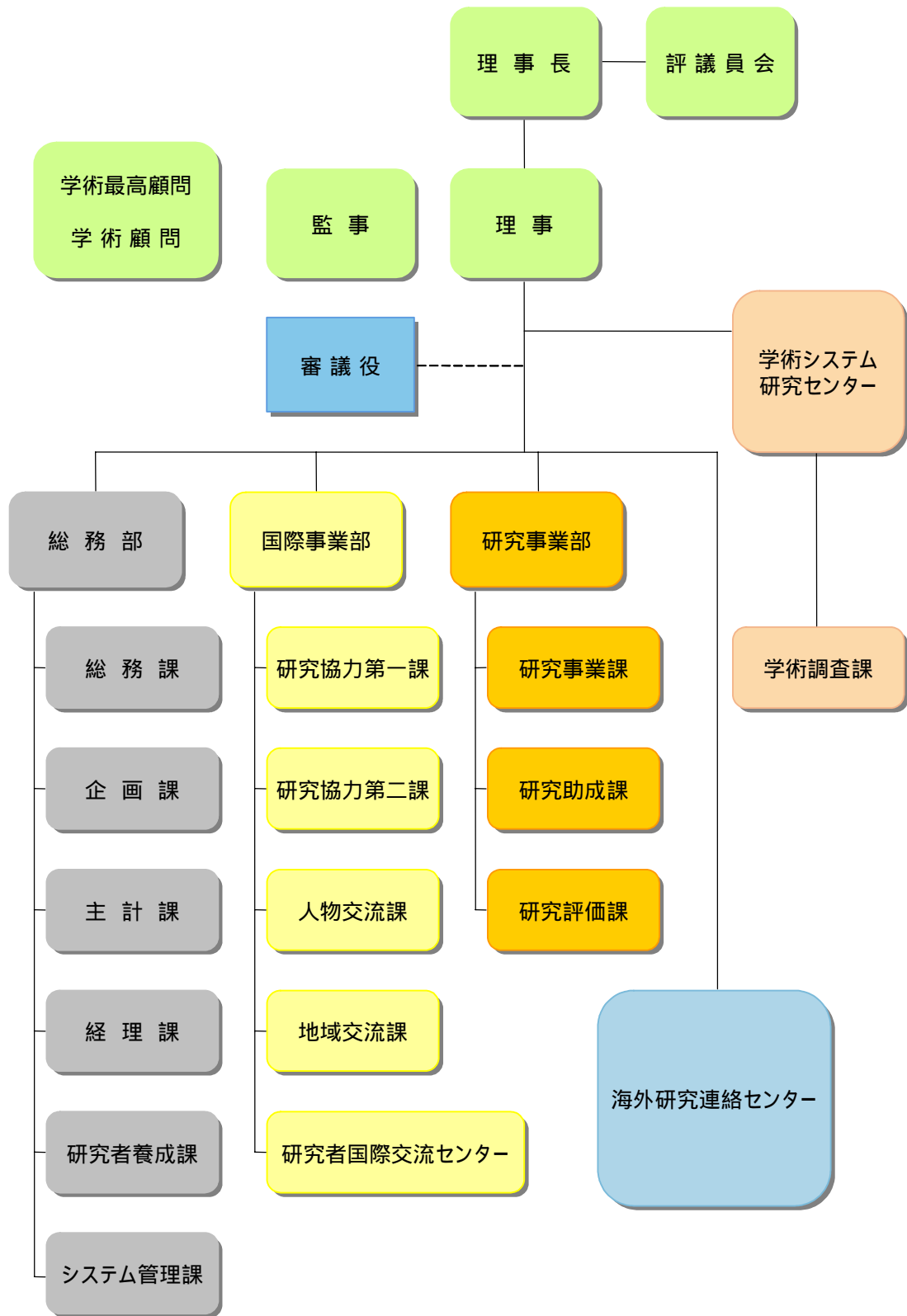
財政規模

平成 1 8 年度予算の規模は以下のとおり。

運営費交付金	科学研究費補助金	研究拠点形成費等補助金	寄付金等	合計
294 億円	1,079 億円	2 億円	4 億円	1,379 億円

この他に、関連業務（日本学術振興会が審査・評価を行い、文部科学省が直接交付を行う科学研究費補助金、研究拠点形成費等補助金）として 678 億円が計上されている。

1 - 4 組織図



2 評価推進体制

2 - 1 評価事務局の体制

科学研究費補助金の審査等業務を行う部局として、研究事業部に研究助成課及び研究評価課が置かれている。

2 - 2 評価事務局の役割

評価事務局では、科学研究費補助金の審査等スケジュールの調整、審査委員・評価者との連絡調整、審査等に関する規程の作成、審査等結果の取りまとめ等を行っている。

2 - 3 評価事務局と研究開発マネジメント担当部署との連携体制

日本学術振興会では科学研究費補助金の審査等業務を行っているが、研究開発等を行う部署は置かれていないため、研究開発マネジメント担当部署に相当する組織は置かれていない。

3 代表的又は特徴的な評価

3 - 1 名称

科学研究費補助金の審査等

3 - 2 趣旨

科学研究費補助金は、我が国の学術の振興に寄与するため、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野における優れた独創的・先駆的な研究を格段に発展させることを目的としており、日本学術振興会では、この科学研究費補助金について公正で透明性の高い審査等を実施している。

3 - 3 評価実施に関する委員会

科学研究費委員会において審査等が行われている。科学研究費補助金の各種目についての審査等については、委員会の下に置かれる部会又は小委員会において調査審議されており、議決権についても原則部会又は小委員会に権限が委譲されている。(委員会規程は、別添参照)

3 - 4 評価者(レビューア)の選定基準

審査委員(約5000人)を選考するための選考会を設置している。具体的には、学術システム研究センターが作成した審査委員の候補者案を基に選考を行っている。

選考にあたっては、若手研究者の積極的登用、相当数の女性研究者の選考、公私立大学、独立行政法人及び民間企業等の研究者の選考などに配慮している。

3 - 5 実施時期

審査等の実施時期については以下のとおり。

1. 審査 応募書類の受理後、速やかに行う。
2. 中間評価 研究期間の3年度目に行う。
3. 事後評価 研究期間終了年度の翌年度に行う。

中間評価及び事後評価については、基盤研究（S）及び学術創成研究費の研究課題について実施されている。

3 - 6 評価方法・評価項目

科学研究費委員会において、評価方法・評価項目等について定めた「科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程」を定め、この規程に基づき審査等を行っている。（規程は、http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/data/00_kitei.pdf を参照）

3 - 7 評価結果の公表

不採択者（約 68,000 人）に書面審査結果を開示している。

学術創成研究費の審査においては、不採択者に対して、不採択理由を付して通知している。

また、中間評価・事後評価については、評価結果がまとまり次第、研究代表者に通知するとともに、ホームページにて公表している。

4 評価結果の取扱い

日本学術振興会では、研究計画・研究成果の学術的価値について審査等を行っている。競争的資金配分機関として、審査結果は配分額の査定に反映させている。

また、中間・事後評価においても、以後の研究費の増額・減額、研究中止を行うことができる。

5 特記事項

5 - 1 審査委員候補者データベース

科学研究費補助金の審査においては、ピア・レビューによる審査を経て、採択課題を決定している。この審査は、日本学術振興会からの委嘱を受けた審査委員が行っている。

審査委員の選考においては、学術システム研究センターが候補者案を作成し、候補者案に基づき、審査委員の選考会において審議を行い、決定している。この候補者案の作成において、審査委員候補者データベースに登録された研究者のデータが活用されている。

審査委員候補者データベースには、以下の研究者を登録しており、毎年、その充実を図ってい

るところである。(平成18年7月現在、約4万件のデータが登録されている。)

- (1) 科学研究費補助金のうち、特別推進研究、基盤研究、若手研究(A)及び学術創成研究費の研究代表者、並びに特定領域研究の領域代表者のうち、審査委員候補者として登録のあった者
- (2) 学協会から審査委員候補者として情報提供のあった者
- (3) 学術システム研究センターが特に必要と認めた者

5 - 2 文部科学省研究開発評価推進検討会委員からのコメント

平成19年1月22日に現地調査を実施し、日本学術振興会における評価活動を確認した。

現地調査には、研究開発評価推進検討会の委員である佐藤雅裕氏(科学技術振興機構社会技術研究開発センター運営室調査役(前職:研究推進部研究第一課長))、富澤宏之氏(科学技術政策研究所科学技術基盤調査研究室長)及び永田潤子氏(大阪市立大学大学院創造都市研究科助教授)に同席いただき、意見交換を行った。後日、各委員から、以下のコメントが寄せられた。

区 分	コ メ ン ト
(1) 研究開発の企画立案(PLAN)への評価の活用について	<p>学術システム研究センターにおいて、評価システムの確立や質の向上の取り組みを実施している。</p> <p>主に研究者個人レベルの極めて多数の研究者に対しファンディングを行っており、そのための審査に多大な労力を費やしている。そのため、研究開発の企画立案への活用という点では、通常の意味での“評価”と同列で語るができない面がある。むしろ、研究者からの応募 審査 採択 審査結果のフィードバック 研究の実施、というプロセスが、個別の研究者のレベルでのPDCAサイクルのなかで重要な要素となっており、日本学術振興会のみでのPDCAサイクルは限られたものにならざるを得ないと考えられる。</p>
評価の推進体制について	<p>科学研究費補助金(日本学術振興会が資金配分業務を担う種目)においては、研究助成課、研究評価課が審査及び評価の事務局として機能し、審査部会や分野毎の小委員会を組織して審査を実施している。また、評価(日本学術振興会が資金配分業務を担う種目の中では「学術創成研究費」「基盤研究(S)」のみ)についても、評価部会、小委員会を組織して中間・事後評価を実施している。</p> <p>学術システム研究センターの主任研究員・専門研究員(POに相当)は審査・評価に直接関与はしないが、審査委員・評価者の選定及び審査・評価の場に同席することで審査・評価の適正な実施を観察する役割を担っている。加えて審査・評価システムの改善提案を行い、実際に審査基準の改訂も行われている。</p> <p>多数の外部審査員が中心的な役割を果たしており、比較的少人数の内部スタッフがマネジメントを行っている。</p>
代表的な又は特徴的な研究開発等事例に対する評価について	<p>「学術創成研究費」「基盤研究」「萌芽研究」「若手研究(A・B)」についての説明があった。「学術創成研究費」については、文部科学省が資金配分機能を持つ「特別推進研究」「特定領域研究」に準じて、きめ細かい審査・評価を実施している。それ以外の種目については、膨大な応募件数に対して日本学術振興会の事務局機能の対応可能な範囲での審査・評価が行われている。</p> <p>「学術創成研究費」の審査・評価は、ヒアリングや現地調査を行うなど、きめ細かい審査・評価を行っているが、評価者や事務局の負担が大きいと考えられる。一方、膨大な件数を対象にする科学研究費補</p>

	助金（特に「基盤研究」）の審査・評価では、このようなきめ細かい方法は不可能と考えられ、別のアプローチが行われている。
評価結果の取り扱いについて	<p>「学術創成研究費」については、審査の結果、不採択者には不採択理由を付して結果を通知しているが、それ以外の種目については、第一段審査結果（細目（分野）におけるおおよその順位、各評定要素に係る審査委員の素点（平均点））を不採択者のうち希望する者に通知している。ただし、不採択者からの問い合わせに関しては対応が困難なため、「受け付けない」ということを明示している。</p> <p>また、中間・事後評価を行う種目については、評価結果を本人に通知すると共に、日本学術振興会のホームページ上で公開している。</p> <p>科学研究費補助金の審査における不採択理由の開示の程度・方法について、今後、検討していくことも研究の質の向上から必要であると思われる。</p>
(2) 評価により研究開発の進展に大きな影響があった事例について	組織や業務の性格上、通常の意味の評価による研究開発への大きな影響の事例は見られないようである。しかし、科学研究費補助金の審査結果の開示は以前に比べて進んでおり、これが日本の学術研究の質的向上に果たした影響は大きい可能性はある。
(3) 評価システム改革のための方策について	<p>評価システムの改革については、文部科学省との連携によるもの、日本学術振興会が独自で行うもの、がある。特に科学研究費補助金の大きな方針等については、文部科学省の科学技術・学術審議会の研究費部会において議論し、決定がなされる（ ）。日本学術振興会が資金配分機能を担っている種目の審査及び評価に関する規程等は、日本学術振興会の科学研究費委員会で議論し、決定している（ ）。また、評価システムの改善に関して、学術システム研究センターが重要な役割を担っており、例えば、分科細目表の改訂案を学術システム研究センターが作成している。</p> <p>評価活動のアンケートでは、審査・評価のピア・レビューの質の確保に関連して、レビューアの養成や（レビューアに適した人材の）データベース整備が主に必要とされ、次いで、評価マネジメント人材（PO相当）の養成や評価マニュアル作成が必要との回答であり、外部の審査委員・評価者を中心とした評価体制を反映する結果であった。</p> <p>学術システム研究センターを設置し、科学研究費補助金の審査結果の分析を開始したとのことであるが、これは審査の質を高める上で極めて重要と考えられる。その成果は、不適切な審査（委員）の排除など、既にいくつかの改善に結びついており、今後に期待できる。</p>
(4) その他（研究開発評価について、特に気になる点や問題）	<p>中間・事後評価を実施しない種目に関しては、次の申請の審査を行う際に評価している、との説明であった。研究計画調査においては、「これまでに受けた研究費とその成果等」「研究計画最終年度前年度の応募を行う場合の記入事項」が主に該当すると思われる。</p> <p>科学研究費補助金の応募件数が膨大である割に、内部スタッフの人数が不足していると考えられる。</p>
< その他のコメント >	
<p>科学研究費補助金という「研究者の自由な発想に基づく学術研究」の推進のための競争的資金の運用において、「研究者の意思を反映するシステム」があることは重要に思われた。具体的には、科学研究費委員会、部会、小委員会の審査委員や学術システム研究センターの主任研究員・専門研究員等の意見を科学研究費補助金の改善に反映することは既に実施されている。また、科学研究費補助金の配分方式が、当該研究種目における当該専門分野の応募件数・応募研究経費により決定されることも、研究者の意思を反映するシステムとして理解できる。科学研究費補助金におけるPDCAサイクルを日本学術振興会と研究者集団との間のサイクルと考えた場合には、個別の研究課題の審査・評価もさることながら、審査・評価を通じて「研究者の自由な発想」のニーズを捉え、「研究者の意思」として取り上げる必要のあるものを検討し、科学研究費補助金の審査・評価の改善に生かす、ということが考えられるのではないかと感じた。学術システム研究センターのミッションとして掲げられている「学術振興方策に関する調査・研究」「学術研究動向に関する</p>	

る調査・研究」という部分において、このような機能が果たせるのではないかと感じた。

日本学術振興会は科学研究費補助金の大部分の審査・評価を実施している機関であるので、培われる審査・評価のノウハウを蓄積し、積極的に公開していくことも、日本の研究の質を高めていくことに繋がっていく。また、審査委員・評価者のモチベーション向上や確保にも結びついていくことになるのではないかと感じた。

膨大な業務を限られた人数で処理している。独立行政法人の運営と言う観点からは、効率的であり望ましいことと言えるかもしれないが、日本の研究システムのなかで果たしている重要な役割を考慮すると、このような体制は必ずしも望ましいものではないと考えられ、今後は、行政トップレベルや国民に対する理解を求める努力も必要になるのではないかと感じた。

ただし、限られた人員をはじめとする制約はあるものの、不適切な審査の排除や審査結果の開示など、わずかな改善でも効果があると考えられ、今後の更なる工夫に期待したい。

独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会規程（抄）

平成15年10月7日規程第19号
（一部改正 平成18年5月12日規程第11号）

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成15年規程第17号）（以下「取扱要領」という。）第8条第2項の規定及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（萌芽研究等）審査・評価等業務規程（平成15年規程第18号）（以下「業務規程」という。）第4条第2項に基づき、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）の組織及びその運営について定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、独立行政法人日本学術振興会理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 取扱要領第3条第1項に規定する科学研究費補助金（基盤研究等）及び業務規程第2条に規定する科学研究費補助金（萌芽研究等）（以下「補助金」という。）の配分に関する事項
- 二 補助金による研究の促進に関する事項
- 三 補助金による研究の評価に関する事項
- 四 その他理事長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

（委員及び専門委員）

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、理事長が委嘱する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、理事長が委嘱する。

（委員の任期等）

第5条 委員の任期は、1年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。ただし、その場合の任期は、通算6年までとする。
- 3 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。
- 4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

（守秘等）

第6条 委員及び専門委員は、補助金の審査に関する秘密を他に漏らしてはならない。

2 理事長は、委員又は専門委員が前項の規定に違反した場合、その他委員又は専門委員たるに適しないと認めるときは、当該委員又は専門委員の委嘱を解くことができる。

（委員長等）

第7条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、理事長が指名する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

（部会）

第8条 委員会に、調査審議を分担させるため、次の部会を置く。

- 一 審査第一部会
- 二 審査第二部会

- 三 審査第三部会
- 四 奨励研究部会
- 五 成果公開部会
- 六 学術創成部会
- 七 基盤研究（S）評価部会

- 2 部会に分属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 委員長が特に委員会の議決を経る必要があると認めた場合を除き、部会の議決をもって委員会の議決とする。

（部会長等）

- 第9条 各部会に部会長及び副部会長各1人を置く。
- 2 部会長は、当該部会に属する委員の中から委員長が指名する。
 - 3 部会長は、部会の会務を掌理する。
 - 4 副部会長は、当該部会に属する委員及び専門委員の中から委員長が指名する。
 - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を行う。

（小委員会）

- 第10条 審査第一部会、審査第二部会、審査第三部会、成果公開部会、学術創成部会及び基盤研究（S）評価部会に、当該部会が担当する調査審議を専門分野ごとに分担させるため、小委員会を置く。
- 2 各小委員会への委員及び専門委員の分属は、委員長の指名による。
 - 3 部会長が特に運営小委員会の議決を経る必要があると認めた場合を除き、小委員会の議決をもって第12条に定める当該運営小委員会の議決とする。

（小委員会の幹事）

- 第11条 前条の小委員会に、幹事各1人を置く。
- 2 幹事は、当該小委員会に属する委員及び専門委員の中から委員長が指名する。
 - 3 幹事は、小委員会の議長となり、議事を整理する。

（運営小委員会）

- 第12条 審査第一部会、審査第二部会、審査第三部会及び成果公開部会に、次の事項を調査審議するため、運営小委員会を置く。
- 一 小委員会の補助金の配分に関する調査審議の方針に関すること
 - 二 その他当該部会の運営に関すること
 - 三 補助金の配分に関する各小委員会の調査審議の結果の調整及びその他必要な事項の調査審議に関すること
- 2 運営小委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 当該部会の部会長及び副部会長
 - 二 当該部会に置かれる小委員会の各幹事
 - 三 当該部会に属する委員
 - 3 前項の規定に定めるもののほか、委員長が特に必要があると認めた場合には、運営小委員会に、当該部会に属する専門委員の中から委員長が指名する者を加えることができる。
 - 4 部会長は運営小委員会の議長となり、議事を整理する。
 - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を行う。
 - 6 運営小委員会の議決は、当該部会の議決とする。

（議事）

- 第13条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 2 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 3 前2項の規定は、部会、小委員会及び運営小委員会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「委員」とあるのは、「委員及び専門委員」と読み替え、「委員長」とあるのは、次の

各の区別に従って読み替えるものとする。

- 一 部会及び運営小委員会の議事については、「部会長」
- 二 小委員会の議事については、「幹事」

(意見の聴取)

第14条 委員会、部会、小委員会及び運営小委員会において必要と認める場合には、委員及び専門委員以外の学識経験のある者に意見を求めることができる。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

- 1 この規程は、平成15年10月7日から施行し、平成15年10月1日から適用する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は平成16年9月30日までとする。